

令和7年3月14日現在

女性の活躍に関する情報公表について

社会福祉法人桜木会

1. 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

《係長級にある者に占める女性労働者の割合》 80%

《男女の賃金の差異》(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

区分		割合
全体		96.2%
	正職員	92.5%
	パート・有期契約職員	107.1%

※令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

2. 職業生活と家庭生活との両立

《男女別の育児休業取得率》

区分		割合
男性	正職員	0%
	パート・有期契約職員	対象者なし
女性	正職員	100.0%
	パート・有期契約職員	100.0%

※令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)